

公立学校共済組合近畿中央病院跡地活用に関する覚書

この覚書を証するため本書を2通作成し、甲乙双方記名押印の上、各1通を保有する。

伊丹市（以下「甲」という。）と公立学校共済組合（以下「乙」という。）は、「市立伊丹病院と公立学校共済組合近畿中央病院の統合に関する基本協定書」第9条第2項に基づき、公立学校共済組合近畿中央病院（以下「近畿中央病院」という。）の跡地活用の検討について、下記のとおり覚書を締結する。

記

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、相互に協力し信義を重んじ誠実に、この覚書を遵守しなければならない。

（基本的合意）

第2条 甲及び乙は、近畿中央病院の跡地活用について、市立伊丹病院と近畿中央病院（以下「両病院」という。）の統合再編後における市内の医療機能の確保に向けて、甲が要望する回復期機能を有する民間医療機関への売却を実現するために、互いに協力して必要な検討を行うものとする。

- 2 甲及び乙は、近畿中央病院の跡地活用に関し必要となる情報等について、双方とも可能な限り提供する。
- 3 甲及び乙は、第1項の規定による検討を行うに当たっては、現在の両病院が地域において果たしている役割、両病院の統合再編による地域の医療環境への影響を十分に踏まえるものとする。

（時期）

第3条 甲及び乙は、両病院の統合再編後、近畿中央病院の跡地活用ができる限り速やかに実施できるよう、互いに協力するものとする。

（情報提供）

第4条 甲及び乙は、跡地活用にかかる方向性や進捗状況について、できる限り市民、近畿中央病院利用者等への情報提供に努める。

（その他）

第5条 この覚書に定めるほか、詳細については、甲乙協議の上、決定する。

令和3年 8月 1日